

廿日市市立大野東中学校野球部練習中における事故

調査報告書

令和7年2月

廿日市市立大野東中学校野球部練習中における
事故調査委員会

目次

1	事故概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	廿日市市立大野東中学校野球部練習中における事故調査委員会・・・・・・・・	1
	（1）設置目的	
	（2）委員構成	
	（3）詳細調査の実施に至る経緯・詳細調査で確認した事項	
	（4）開催経過	
3	事故の過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）基本調査	
	（2）事故当日の気象状況	
	（3）事故当日の詳細経過	
	（4）事故翌日以後の経過	
4	安全指導体制及び本件中学校野球部部活動指導体制・・・・・・・・	13
	（1）廿日市市教育委員会からの学校安全指導について	
	（2）本件中学校野球部における指導体制について	
	（3）本件中学校における安全指導について	
	（4）本件中学校野球部部活動指導員に対する研修について	
5	調査委員会による調査・考察・提言・・・・・・・・	15
	（1）廿日市市の安全教育の取組等	
	（2）本件中学校における安全教育の取組等	
	①令和6年度 学校安全計画	
	②本件中学校危機管理マニュアル	
	③「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」	
	（3）当日の事故発生までの経過及び発生時の状況等	
	①事故発生までの状況及び事故発生時や衝突時の状況、原因等	
	②生徒の死因、相手生徒の負傷等の状況及び体格や技能等	
	（4）事故発生直後の対応	
	①応急手当の実施	
	②受傷生徒の保護者への連絡	
	③現場に居合わせた生徒等への対応	

- (5) 初期対応（事故発生直後から事故後2週間程度）
 - ①危機対応の態勢整備（学校及び廿日市市教育委員会）
 - ②保護者、生徒及び教職員等への対応、心のケア（学校及び廿日市市教育委員会）
 - ③記者会見を含む情報公開及び関係機関との調整
 - ④基本調査の実施（本件中学校及び廿日市市教育委員会）
- (6) 部活動事故の事例からの検証
 - ①学校管理下における部活動（軟式野球）事故関連の事故統計
 - ②部活動（軟式野球）事故関連の判例
 - ③野球の競技者同士の衝突事故

1 事故概要

令和6年6月11日（火）、廿日市市立大野東中学校（以下「本件中学校」という。）の野球部練習中に2学年男子生徒（以下「本件生徒」という。）が他の部員と衝突し医療機関を受診し、帰宅した。その夜に容体が急変し救急搬送され緊急手術が行われたが、意識不明の状態となった。その後、同年6月17日（月）に亡くなった。

本件生徒

2年 ■ 組

生年月日

性別 男

2 廿日市市立大野東中学校野球部練習中における事故調査委員会

（1）設置目的

本調査委員会は、文部科学省が定めた「学校事故対応に関する指針【改訂版】（令和6年3月策定）」（以下、「指針【改訂版】」という。）に基づいて、本件中学校が行った基本調査を踏まえ、事故当時の事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的として設置された。

なお、本調査委員会の調査範囲を、学校の教育活動及び事故後の学校の対応とし、その中での課題を明らかにして、再発防止に努めるための提言等を行う。

（2）委員構成

廿日市市教育委員会から委嘱を受けた4名の外部委員により構成している。

委員長	森河 亮	広島修道大学 教授 (スポーツ医学、運動生理学)
副委員長	村田 由香	学校法人日本赤十字学園 日本赤十字広島看護大学 教授 (看護管理学、看護教育学)
委員	小笠原 英敬	一般社団法人 佐伯地区医師会 副会長 (脳神経外科)
委員	田中 一人	広島弁護士会 弁護士 広島弁護士会子どもの権利委員会 副委員長

※ 令和6年9月段階では、広島県医師会から推薦があった西野繁樹氏（広島県医師会常任理事、広島市民病院脳神経外科・脳血管内治療科）が委員として委嘱されていたが、令和6年9月18日付で本人から辞職の申し出

があり、新たに広島県医師会から推薦のあった小笠原英敬氏が令和6年10月1日付で委員として委嘱された。

(3) 詳細調査の実施に至る経緯・詳細調査で確認した事項

ア 詳細調査の実施に至る経緯

令和6年6月12日(水) 本件中学校校長は、指針【改訂版】に基づき、廿日市市教育委員会に事故の報告をした。

指針【改訂版】では、少なくとも以下の事故については、基本調査を行うことを基本とするとされている。

- ☐ 全ての「学校管理下(本指針においては登下校中も含む)において発生した事故」
- ☐ 被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した「治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

さらに、原則基本調査を行った全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいが、少なくとも、ア) 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合(事前の安全管理体制に十分でない点が認められるなど)、イ) 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合、ウ) 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合、エ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合、オ) その他必要な場合に、詳細調査に移行するとされている。

廿日市市教育委員会は、再発防止・学校事故防止のため詳細調査をする必要があると判断し、本件生徒保護者の意向を確認し、本調査委員会を設置した。

イ 詳細調査で確認した事項

事故に至る状況や原因、事故後の対応のほか、本件生徒保護者から要望があった内容について調査した。

(4) 開催経過

	日時及び場所	主な内容
第1回	令和6年 9月 5日(木) 廿日市市役所	・ 委員長の選任、副委員長の指名 ・ 基本調査の報告及び確認

第2回	10月11日（金） 廿日市市役所	・調査委員の変更 ・調査内容の報告 ・今後の詳細調査内容の検討
特別調査 委員会※ ¹	11月2日（土） 廿日市市役所	・遺族への聴取及び調査委員会に対する意向確認
特別調査 委員会※ ¹	11月5日（火） 大野東中学校	・現場検証 ・本件中学校校長、部活動指導員への追加聴取
委員長聴取 ※ ²	11月26日（火） 電話	・本件中学校教頭への追加聴取
第3回	11月28日（木） 廿日市市役所	・調査委員による調査及び評価内容報告 ・今後の詳細調査内容の検討
委員長聴取 ※ ²	12月2日（月） 電話	・部活動指導員への追加聴取
特別調査 委員会※ ¹	12月11日（水） 廿日市市役所	・軟式野球部指導経験者への聴取
第4回	12月16日（月） 廿日市市役所	・調査委員による調査及び評価内容報告 ・今後の詳細調査内容の検討
第5回	令和7年 1月27日（月） 廿日市市役所	・調査報告書の検討及び作成

※1 特別調査委員会は、事故調査委員会の協議で確認が必要だと判断した内容に関して、調査委員会委員長が関係者に追加聴取をした会のこと。

※2 委員長聴取は、それまでの聴取内容について、確認が必要な箇所が生じた際に、委員長が電話による聴き取りを行った。

3 事故の過程

（1）基本調査

本件中学校では、事故発生後の状況等事実関係を整理し、令和6年6月17日に廿日市市教育委員会に基本調査結果の内容を報告している。

（2）事故当日の気象状況

事故発生日時：令和6年6月11日（火）17：30頃

天候：曇り

気温：26℃

令和6年6月15日（土）に、大竹市・廿日市市中学校体育連盟春季大会（軟式野球の部）準決勝が予定されていた。

（３）事故当日の詳細経過

令和6年6月11日（火）

8：30頃

2年■組の学級で朝の健康観察を実施した。本件生徒に体調不良の訴えはなかった。

16：20頃

グラウンド整備を終えて野球部の練習を開始した。野球部部活動指導員1名が体調不良の生徒を確認したが、その他体調不良を申し出る生徒はいなかった。準備運動（ランニング、柔軟体操、ダッシュ）を実施した。

16：35頃

キャッチボール練習を開始した。

16：50頃

トスバッティング練習を開始した。

17：00頃

ロングティーバッティング練習を開始した。

この時実施したロングティーバッティング練習は、野球部部活動指導員がバッターに近い位置から3～5秒間隔で5球程度ボールを連続してトスし、バッターがそのボールを打つという練習である。この日は3年生の生徒一人につき30球程度打たせて交代としていた。あわせて、1・2年生の生徒が守備練習としてライトのポジションとセンターのポジションに入り、守備練習を行っていた。

17：30頃

打者の2球目もしくは3球目に、ライトとセンターを守る2人の生徒のちょうど中間にライナー性のボールが飛んだ。打球を捕球するため、ライトを守っていた本件生徒はやや右斜め前方へ走り、センターを守っていた生徒は左横方向に走った。センターを守っていた生徒が捕球したが、本件生徒の肩又は腕と、センターを守っていた生徒の肩がぶつかり、本件生徒は飛んだように転倒した。続いてセンターを守っていた生徒が本件生徒の足にもつれるように倒れた。その際、センターを守っていた生徒が本件生徒の上に乗る形で倒れた。これら一連の転倒の中で本件生徒は頭部を打撲したと思われる。本件生徒は、頭

を押さえて横になって倒れていた。野球部生徒数人が近くに集まったが、2球か3球程度バッティングが続いていたため、倒れている本件生徒に打球が当たらないように守っていた野球部生徒もいた。サッカー一部顧問の教諭が、サッカー部生徒数人とともに倒れている本件生徒に気づいて駆け寄った。野球部部活動指導員は、打者に対してボールをトスしていたため、生徒の衝突に気づくことができず、衝突が起きた打球から2球か3球後に野球部部活動指導員が後ろを確認した際、本件生徒が倒れていることに気づき、本件生徒のもとに駆け寄った。本件生徒は、左腕を下にした横向きで肘が背中側に出ている状態であった。サッカー一部顧問の教諭が「大丈夫か」と声をかけた（他の野球部生徒も声をかけている）が、痛がっていて声はなかった。すぐにサッカー一部顧問の教諭は、近くの野球部生徒に養護教諭を呼びに行くことと、氷を持ってくるように指示し、2人の野球部生徒が養護教諭を呼びに行った。養護教諭が来るまで、「大丈夫か」と声をかけ続けた。本件生徒はうなずいて反応していた。1人の野球部員がサッカー一部顧問の教諭に、「おなかぶつかったようです」と伝えた。本件生徒が自分で起きようとしたので、生徒のそばに来ていた野球部部活動指導員が「肩を貸しちゃれ」と生徒に声をかけ、一塁側席まで肩を借りながら歩いて行った。連絡を受けた養護教諭は、先に生徒に氷を渡して、生徒を追いかけるように保健室を出て行った。養護教諭がグラウンドの一塁側席に行ったとき、本件生徒は一塁側席に泣きながら座っていた。サッカー一部顧問の教諭は、1人の野球部生徒が自分に伝えたことを養護教諭に伝えた。養護教諭は本件生徒に「大丈夫？」と声をかけ、「どこが痛い？」と聞くと、頭部左側をさするように場所を示した。養護教諭は、その場所が、血は出ていないが、耳の上あたりが卵くらいの大きさで点々と赤く内出血の状態になっていることを確認した。ほかに左腕の左側、肩の方から下が土で汚れていたもので、「ほかに痛いところはない？」と本件生徒に聞くと、本件生徒は「わかりません」と答えた。頭部を打撲しているので、受診の必要があると判断した養護教諭は、本件生徒に「保護者に電話連絡して病院に行くよ」と声をかけた後、一旦、保健室に戻った。この時に養護教諭は、野球部部活動指導員に病院を受診することを直接伝えている。

17：35頃

保健室に戻った養護教諭は、本件生徒保護者（母）に、野球の練習中にぶつかって転倒し頭を打ったようであること、血は出ていないが腫れている状況があることを電話で伝え、迎えに来ていただき、病院に行っていただきたい、近隣の医療機関に連絡してみるの、保険証を

持ってきていただきたいということを伝えた。本件生徒保護者（母）に了解いただき、近隣の医療機関Aに電話をかけると、初診は17時30分までで時間的に診察はできないとのことだったので、養護教諭は別の医療機関に電話をかけた。別の医療機関Bに怪我の状況を伝え、18時までに来てもらえるなら診察は可能ということだったので、これから保護者が向かうのでよろしく願いすると伝えた。この時、陸上部の生徒で鼻血が止まらないという生徒が保健室を訪れたので、鼻血を止める処置を行った。受診用の書類を準備して本件生徒のところに戻った。本件生徒は座っていたが、氷を手を持っていたので「冷やしとってよ」「病院行くけえね」と声をかけた。本件生徒は、氷を患部に当てた。そばに他の野球部生徒が付き添っていた。養護教諭は改めて野球部活動指導員にこれから受診する旨を直接伝えた。本件生徒は自分の荷物を準備し、スパイクを履き替え、2～3段上にあったスパイクケースに自分でスパイクを入れに行った。他の野球部生徒が本件生徒の荷物を持って、生徒玄関まで運んだ。そこから荷物は野球部顧問の教諭が受け取って、本件生徒と一緒に生徒玄関から出た。その際、野球部顧問の教諭が本件生徒に「どうしたんや」と声をかけた。本件生徒が「頭にボールが当たりました」と応え、野球部顧問の教諭が「めまいや吐き気があるか」と聞くと本件生徒は「ないです」と答えた。

17：45頃

本件生徒保護者（母）の自家用車が本件中学校に到着した。養護教諭は、本件生徒保護者（母）に受診する医療機関Bの名前と場所について伝え、電話をしてあるので運転に気を付けてほしい旨を伝えた。

17：55頃

養護教諭は校長に、それまでの経緯を報告した。

（４）事故翌日以後の経過

令和6年6月12日（水）

7：50頃

本件生徒保護者（母）から野球部顧問の教諭に電話があり、「昨日、医療機関Bに行ったときはCT検査を行い、異常なしであったが、帰宅後夜間に容体が急変して別の医療機関Cへ救急搬送され、その後緊急手術が行われたが、現在脳死に近い状態である」ことが伝えられた。さらに、「このことはまだ他の生徒に伝えないでほしい。また、昨日の様子が聞きたい。」ということが伝えられた。

校長、教頭、野球部顧問の教諭、生徒指導主事で情報共有後、校長室で

2 学年所属の教職員にも分かっている状況を共有した。

8 : 1 5 頃

校長が職員朝会で全職員に分かっている状況を共有した。

8 : 2 0 頃

校長が廿日市市教育委員会学校教育課指導主事に本件事故について電話報告をした。(第1報)。

8 : 2 5 頃

本件中学校による基本調査を開始する。

事故発生時の様子が分かる1・2年生生徒に状況確認をした。

野球部部活動指導員に、状況を確認するために来校してもらうよう電話連絡した。

9 : 1 5 頃

事故直後に現場にかけつけたサッカー部顧問の教諭から状況を確認した。

1 1 : 0 0 頃

校長が本件生徒保護者の了承を得て、病院を訪ねた。

1 4 : 3 0 頃

教頭、養護教諭、野球部顧問の教諭、野球部部活動指導員、学級担任が病院を訪ねた。野球部部活動指導員から本件生徒保護者に対し、土曜日の大会の準決勝への参加を辞退しようと考えていることを申し出たが、本件生徒保護者からは野球部員が優勝を目指してがんばっているので、ぜひ参加してもらいたいと伝えられた。

1 5 : 4 0 頃

廿日市警察署刑事課より校長に電話連絡があり、本件事故に関係する教職員への聴き取りを実施したい旨が伝えられた。

1 6 : 0 0 頃

廿日市市教育委員会学校教育課長、指導主事、生徒指導指導員が本件中学校を訪問し、校長から本件事故の状況確認をした。

1 8 : 3 0 頃

廿日市警察が、事故の状況確認のため部活動指導員から話を聞いた。

※この日の野球部の活動については、顧問及び部活動指導員が不在のため、活動を中止した。その他の部活動については、活動前に安全確認をすることを生徒に指導した上で、実施した。

令和6年6月13日(木)

1 3 : 3 5 頃

廿日市警察が養護教諭とサッカー部顧問の教諭に事故状況についての

聴き取りを行った。

※野球部の活動については、活動前に生徒に対して安全指導を行った上で、活動を実施した。

令和6年6月14日（金）

9：50頃

校長から本件生徒保護者に電話連絡をした。

内容としては、6月12日に事故状況が分かる生徒から聴き取った事故当時の状況を伝えた。

本件生徒の所属学級には、入院していることだけを伝えてもらいたいという本件生徒保護者の意向を確認した。

部活動については、安全指導を行った上で活動をするを本件生徒保護者に伝えた。

15：10頃

廿日市市教育委員会教育長が校長とともに病院を訪ねた。

教育長からは、事実を公表することと詳細調査に移行することについての考えを本件生徒保護者に伝えた。

令和6年6月15日（土）

大竹市・廿日市市中学校体育連盟春季大会（軟式野球の部）準決勝が行われ、本件中学校は敗退した。

令和6年6月17日（月）

9：40頃

本件生徒保護者から本件中学校に電話連絡があり、本件生徒が本日（6月17日）午前0時41分に亡くなったことが伝えられた。

11：15頃

校長から本件生徒が亡くなったことが廿日市市教育委員会学校教育課長に伝えられた。

17：35頃

校長が本件生徒保護者に電話連絡を行った。

本件生徒が亡くなったことについて、本件中学校野球部の保護者及び生徒に伝えることを確認した。

本件中学校全生徒への説明及び廿日市市教育委員会からのマスコミ公表について確認すると、回答は待つて欲しいとのことであった。

令和6年6月18日（火）

9：35頃

校長から本件生徒保護者に対して電話連絡を入れ、本件中学校野球部生徒及び保護者に対する説明を6月19日（水）19時から実施することと、本件中学校全生徒及び保護者への説明会の実施について了承を得た。マスコミへの公表については、回答は待つて欲しいとのことだった。

10：35頃

本件生徒保護者から校長へ電話連絡があり、本件生徒の葬儀参列について連絡があった。告別式のみ、教職員5名の参加が可能であることを校長が確認した。

放課後

本件中学校野球部生徒及び保護者への説明会を令和6年6月19日（水）19時から実施することを、本件中学校から野球部生徒の保護者にメールで連絡をした。

令和6年6月19日（水）

9：45頃

校長から本件生徒保護者へ電話連絡をした。

校長より、本件事故に関する説明を本件生徒保護者に対して行う旨を伝え、11時30分に本件生徒宅で説明をすることが了承された。

マスコミへの公表に関して、廿日市市教育委員会から本件生徒保護者に直接電話連絡するため、電話番号を廿日市市教育委員会へ伝えることのでした。

10：40頃

廿日市市教育委員会教育長が本件生徒保護者へ電話連絡をして、マスコミへ公表することの了承を得た。

詳細調査委員会を設置し、委員選任を廿日市市教育委員会が行うことのでした。

告別式について、教育長1名の参列の許可を得た。

11：30頃

校長が、本件生徒保護者宅を訪問し、本件中学校が作成した事故報告書（基本調査）を2部（本件生徒保護者父母用）持参し、事故についての説明を行った。

6月19日（水）に実施する野球部生徒と保護者への説明内容を校長が読み上げ、確認を行った。

15：00頃

廿日市市教育委員会から広島県教育委員会豊かな心と身体育成課に対し

て、スクールカウンセラーの派遣の依頼を行った（６月１９日～２８日まで臨時配置）。

19：00頃

本件中学校野球部保護者会を実施し、野球部生徒及び保護者に対して、本件事故についての説明を校長が行った。

説明会は、最初に保護者のみに説明を行い、その後保護者と生徒に対して説明を行った。

説明会にはスクールカウンセラーが同席し、保護者に対し子どもへの配慮等について伝えた。

令和６年６月２０日（木）

8：25頃

全校集会にて本件中学校全生徒に対して、本件事故に関する説明を校長が行った。

野球部生徒は集会には参加せず、全員別室（図書室）に集まり、教頭が対応した（野球部の欠席者は３年生１名、１年生２名）。

校長から本件事故に関する説明をした後に、生徒指導主事から「苦しいことやつらいことがあったら教えてほしい」「SNSへの書き込みはしないでほしい」等の話をした。

学校体制として、学年ごとに急な対応が生じた場合の別室や対応教員の体制を整えた。

9：50頃

校長より、本件生徒保護者に電話連絡をした。

通夜は６月２１日金曜日１８時から、告別式は６月２２日土曜日１１時から行われることが伝えられた。

校長より野球部保護者会の様子を本件生徒保護者に伝えた。

本件中学校全生徒保護者に明日の保護者会の連絡を行っていることを伝えた。

令和６年６月２１日（金）

18：00頃

本件生徒の通夜が行われた。

19：00頃

本件中学校全保護者会が行われ、校長、廿日市市教育委員会教育長、同学校教育課長が本件事故に関する説明を行った。

令和6年6月22日（土）

11：00頃

本件生徒の告別式が行われた。告別式終了後、霊柩車で本件生徒の思い出の場所をめぐるため、本件中学校グラウンドを回った。本件中学校には、見送りのために教職員と生徒及び保護者が来ていた。

15：00頃

廿日市市教育委員会が記者会見を行い、教育長、教育部長、学校教育課長が本件事故に関する説明を行った。

令和6年6月24日（月）

9：05頃

校長より廿日市市教育委員会に学校の様子が伝えられた。午前9時の時点で、欠席者2名、遅刻1名、早退1名、別室利用者4名（そのうち3名は、本件事故関係外）であった。

野球部生徒の欠席はない。

朝のホームルームにおいて、本件中学校全生徒にアンケートを実施し、このアンケートを踏まえて今後、個人面談を実施する予定であることが伝えられた。

11：00頃

校長が本件生徒保護者宅を訪問した。学校に置いてあった荷物、学校で撮っていた写真、修正した事故報告書を渡した。

17：00頃

校長より、本日の別室利用者とカウンセリング実施状況について、廿日市市教育委員会に連絡があった。

別室利用者数16名（うち本件生徒在籍学級2名、野球部1名）

カウンセリング実施9名（うち本件生徒在籍学級1名、野球部2名）

令和6年6月25日（火）

9：20頃

校長から廿日市市教育委員会に電話連絡があった。

本日の欠席者は、野球部0名、本件生徒在籍学級生徒4名（うち、本件事故に関係していると思われる生徒は2名）である。

カウンセリング実施予定者として、本件生徒在籍学級生徒3名、2年生他学級生徒1名である。

16：25頃

廿日市警察署刑事課が学校を訪問し、サッカー部顧問の教諭からの供述調書内容の確認が行われた。警察が野球部生徒に対する事情聴取を期末

試験終了後に実施することが伝えられた。また、実況見分を学校で行うことも伝えられた。

令和6年6月26日（水）

10：00

廿日市市教育委員会において臨時教育委員会会議を開催し、教育委員に本件事故の経緯等を説明し、今後の対応について意見を聞いた。

12：00頃

校長から廿日市市教育委員会に電話連絡があった。

養護教諭のメンタル不調の状況について報告があった。

本件生徒と衝突した生徒が11時40分に別室を利用しているとの連絡があった。

14：15頃

校長から廿日市市教育委員会に電話連絡があった。

本日の生徒の別室利用状況とカウンセリング実施状況の報告があった。

（別室利用者数5名、カウンセリング実施6名）

令和6年6月27日（木）

9：05頃

廿日市市教育委員会学校教育課指導主事から校長に電話連絡し、本件中学校保護者会記録を、本件生徒保護者への説明資料として提供することが伝えられた。

10：30

廿日市市教育委員会において、学校事故防止・対応対策検討会を開催し、小・中学校校長会の代表と小・中学校養護教諭の代表とで協議を行い、事故発生時の対応について意見を聞き取った。

13：45頃

校長から廿日市市教育委員会に電話連絡があった。

本日の生徒の別室利用状況とカウンセリング実施状況の報告があった。

（別室利用者数5名、カウンセリング実施0名）

令和6年6月28日（金）

14：30頃

校長から廿日市市教育委員会に電話連絡があった。

本日の別室利用者とカウンセリング実施についての報告があった。

（別室利用者数2名、カウンセリング実施1名）

17：00頃

校長から廿日市市教育委員会に電話連絡があった。
サッカー部顧問の教諭と養護教諭がカウンセリングを受けたことの報告があった。

令和6年7月1日（月）

16：00頃

廿日市市教育委員会指導主事から校長に電話連絡をした。
学校は明後日（7月3日）から期末試験が実施される。
広島県教育委員会からのスクールカウンセラーの緊急派遣は6月末で終了しているので、今後は学校の職員で対応することを廿日市市教育委員会から学校へ伝えた。

※令和6年7月1日（月）と7月2日（火）は大雨警報発令のため休校となっていた。

令和6年7月3日（水）

16：00頃

廿日市市立学校臨時校長会を行い、本件事故を受けて廿日市市として当面の対応策として、体育活動（部活動を含む）中の事故防止に係る配慮事項及び事故発生時の対応について説明を行った。
年度当初作成している各学校の事故発生時の対応について見直しをするよう指導した。

令和6年7月19日（金）

16：30頃

本件中学校において、廿日市警察による実況見分が行われた。
対象者は、野球部部活動指導員、衝突した生徒、他野球部生徒1年生2名が参加した。

4 安全指導体制及び本件中学校野球部部活動指導体制

（1）廿日市市教育委員会からの学校安全指導について

学校安全に関しては、令和3年6月14日付広島県教育委員会教育長通知「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドラインの活用について」を受けて、令和3年8月10日付通知「学校の『危機管理マニュアル』の見直しについて」を、廿日市市立小・中学校に対して発出し、各校の危機管理マニュアルの見直しと提出について指導している。また、毎年度初めに各校か

ら提出される危機管理マニュアルを廿日市市教育委員会において確認し、必要に応じて指導・助言を行っている。

また広島県教育委員会から発出された通知内容について、市立幼稚園、小・中学校に対して通知を送付して、学校安全について周知を図っている（令和6年5月10日付け通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」、令和6年5月22日付け通知「スポーツ用大型器具に関する事故の防止について」等）。

さらに本件事故発生後、廿日市市教育委員会として廿日市市立小・中学校に対して、当面の学校安全対策について通知を発出している（令和6年7月3日付け通知「体育活動中（部活動を含む）の事故防止及び事故発生時の適切な対応の徹底について」）。この通知については、本件事故発生後に開催した「臨時教育委員会会議」での意見や「学校事故防止・対応対策検討会」での、小・中学校校長会代表や小・中学校養護教諭代表の「事故発生時の対応」についての意見を参考にして、発出した通知である。

本通知では、「事故防止のための安全への配慮事項」と「事故発生時の適切な対応」の2点に焦点を当てた内容としている。そして、本通知資料を基にしてすでに各学校で作成している「事故発生時の対応フロー図」の見直しを図るよう指導している。

（2）本件中学校野球部における指導体制について

本件中学校野球部では、顧問教諭1名、部活動指導員1名を配置している。本件事故発生時においては、部活動指導員1名で指導を行っていた。部活動指導員については、学校の働き方改革の観点から支援を行うことを目的にした広島県教育委員会の補助事業を活用して配置しており、部活動顧問教諭の指導時間の軽減を図ることが重要とされている。広島県教育委員会の部活動指導員配置支援事業補助金交付要綱において、「本事業の実施に当たっては、部活動指導員が指導を行う場合、原則、単独で指導を行うこと」と明記されているため、日常的に部活動指導員1名のみで野球部を指導することとなっていた。

本件中学校野球部で指導している部活動指導員は、週4日から5日間勤務している。野球経験があり、平成元年から平成10年まで、スポーツ少年団で指導を行っていた。本件中学校での指導実績としては、平成16年度から平成29年度まではボランティアで外部指導者として、平成30年度から令和4年度、そして令和6年度は部活動指導員として長期に渡り、本件中学校野球部の指導にあたっている。

(3) 本件中学校における安全指導について

本件中学校では毎年、学校安全計画を作成しており、その中に危機管理マニュアルがある。令和6年度当初、危機管理マニュアルの研修を実施しており、「地震発生時の対応マニュアル」「火災発生時の対応マニュアル」「気象警報発生時の対応マニュアル」等、それぞれの対応について確認している。危機管理マニュアルの中には、「事故発生時の対応マニュアル」があり、事故発生時の対応フロー図や判断基準等を掲載している。年度当初の研修において「事故発生時の対応マニュアル」のみを取り上げた研修は行っていなかったが、マニュアルの保管場所の確認等は行っていた。

(4) 本件中学校野球部部活動指導員に対する研修について

廿日市市教育委員会では、市立中学校で部活動指導員を配置している学校に対して、令和6年4月8日付け通知「令和6年度部活動指導員に対する研修の実施について」において、各学校で研修を実施するよう通知している。本件中学校においても、令和6年4月12日（金）16時から17時において、本件中学校教頭から野球部部活動指導員に対して研修が実施されている。内容としては、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を資料としている。研修を実施した教頭からは、研修時には、前述資料のうち「休養日の設定、1日の活動時間」のを中心にして話をしたことを確認している。

5 調査委員会による調査・考察・提言

(1) 廿日市市の安全教育の取組等

ア 当時の現状

部活動指導員は「単独指導」が基本であり、引率に関しても原則、単独での引率を求めていることから鑑みると、部活動指導員にかなりの権限と責任を与えることになる。廿日市市教育委員会は各中学校長に対して、「令和6年度部活動指導員に対する研修の実施について」の文書にて部活動指導員に対する研修を実施するよう指示し、特に重要な箇所を示し丁寧に指導するよう促し、その後、研修が完了したことを示す「研修報告書」の提出を求めている。この一連の流れによって、部活動指導員に対しての研修の実施としている。

イ 聞き取り調査

廿日市市教育委員会へ現状を尋ねたところ、「各中学校長へ研修資料を送付し、特にポイントとなる部分を示しているが、研修の内容・時間は中学校毎に設定しているのが現状である。研修実施の確認として「部活動指導員に対する研修完了報告書」を電子メールにて提出させているが、実際に実施し

た研修内容は確認していない。」との回答があった。

この研修を実施した本件中学校の教頭に研修について尋ねたところ、「令和6年4月12日（金）の16:00～17:00に校長室で「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」の資料を参照しながら、主に「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」の箇所を重点的に指導。加えて、出勤簿等の事務手続きについても説明。また部活動指導員が「教員の働き方改革」を主眼に置いた事業であること、そのため部活動は、原則「単独指導である」旨も説明した。」との回答があった。一方、研修対象である部活動指導員に研修の内容を尋ねたところ、聞き取り調査までに半年以上が経過していることもあるが、研修を受けたことは事実であるが、そこまではっきりと研修内容を記憶されていないのが実情であった。

ウ 評価及び提言

研修について、研修実施から聞き取り調査までの時間経過が要因とは思われるが、それでも記憶に残る研修ではなかった可能性があり、「部活動指導員」に対して正しく理解させる必要性を感じる。部活動指導員が相当な権限と責任を持つことから考えると、研修は非常に重要なものである。廿日市市教育委員会は各中学校長に研修の内容・時間を委ねるのではなく、具体的な研修内容（部活動指導員の意義・役割、ハラスメント防止、各中学校の緊急対応マニュアル、指導上の注意事項、指導者に求められる資質、等）と要する時間等を提示することを検討すべきである。加えて、実施した研修内容を確認するチェックリスト等の作成を提案する。

また、各中学校に対して、年度初めの研修だけではなく、生徒の安全に関する事項（事故防止、健康観察、熱中症対策、事故発生時の対応、等）については、確実に実施できているか定期的に確認することの検討を提案する。

（2）本件中学校における安全教育の取組等

①令和6年度 学校安全計画（表1）

ア 聞き取り調査

校長に令和6年度学校安全計画の安全指導（第2学年「部活動とリーダーの役割」）の指導内容を確認したところ、「10月に新チームの公式戦がスタートするため、それに合わせて実施。なお、指導に関しては各顧問に任せている。」旨の回答があった。

イ 評価及び提言

部活動中の安全管理は、生徒の命と健康を守る上で重要なことである。部活動には体育系のものから文化系のものまで様々あるため、統一的な安

全指導を実施することは困難であるが、各部活動顧問から実施した安全指導の内容報告の検討を提案する。これを蓄積すれば、新任や各部活の専門知識がない教員が顧問をする際に、生徒の安全管理に際して役立てることができる。

②本件中学校危機管理マニュアル

ア 聞き取り調査

危機管理の基本方針「訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する」について、校長に訓練・研修等の内容について尋ねたところ、「4月5日（金）の14時～15時に実施。まず危機管理マニュアルの電子ファイルの所在を周知し目を通しておくように指示。中でも、地震、火災、気象警報に関する部分は印刷して配布。事故対応に関しては、扱っていなかった。」旨の回答があった。

教職員・関係者等への周知等について、校長に「『本校の全ての教職員』とあるが、それには外部指導者は含まれているのか。含まれていないのであれば、緊急時の対応をどのように周知しているのか。」と尋ねたところ、「外部指導員も含まれていると把握している」との回答があった。教頭に「部活動指導員への研修時に、危機管理マニュアルに関する説明を実施したのか」を尋ねたところ、「実施していない。」旨の回答があった。ただし、「事故を受け2回の改訂を行った際は、その都度、共有している」旨の回答があった。

教職員・関係者等への周知等について、校長に「『生徒・保護者への周知』に関して、保護者にどのような状態であれば救急車を要請するのかを把握させていたのか。」と尋ねたところ、「保護者に救急要請に関する内容の周知はしていなかった。事故の後、研修を行い、危機管理マニュアル（事故発生時の対応について）を2回改訂し（図1から図3）、その都度、生徒と保護者に通知している。」旨の回答があった。加えて、「改訂した「事故発生時の対応について」を各教室や廊下等に掲示（写真1及び写真2）するようにした。」旨の回答があった。



写真1
事故発生時
対応の掲示例
（体育館ドア）



写真2
事故発生時
対応の掲示例
（教室内）

令和6年度 学校安全計画 廿日市立大野東中学校

月 の 重 点		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
特別の教科 道徳	理 科	安全な着下校をしよう	施設・設備の適切な使用法を学ぼう	体育祭を安全にやり抜こう	水の事故を防ごう	登下校時の安全	交通安全規則を理解し守ろう	危険を予測し安全な生活をしよう	事故災害から身を守る	普通校の安全	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう
		よりよく生きる喜び	友情・信頼 生命の尊さ	生命の尊さ	友情・信頼	友情・信頼	生命の尊さ	生命の尊さ	生命の尊さ	生命の尊さ	友情・信頼	よりよく生きる喜び 生命の尊さ
社 会	美 術	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
		よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
学 習	体 育 分 野	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
		よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
保 健 分 野	技 術	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
		よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
家 族	学 校 安 全 指 導	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
		よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
対 人 管 理	対 物 管 理	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
		よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
学 校 安 全 指 導	学 校 安 全 指 導	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
		よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
職 員 評 価	職 員 評 価	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び
		よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び

表1 令和6年度 学校安全計画

緊急連絡体制

事故発生

状況把握するまで動かさない

首から上は、原則医療機関

判断困難は、迷わず専門家

《方針》

- 1 生徒の安全確保、生命維持最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対応と迅速正確な連絡、通報

発見者

救急初療開始

- ① 活動を中断し安全確保
- ② 近くの職員・生徒に協力要請
- ③ 発生した事態や状況の把握
- ④ 痛む場所・痛み具合を具体的に問う
- ⑤ 傷病者の全身観察
- ⑥ 意識、呼吸の確認
- ⑦ 救急処置

※必要と判断したら速やかに119番通報、または『#7119J』『082-246-2000』の判断を参考にして救急処置を行う。

移送可能

移送不可能

保健室へ移送

- ※応急処置
- ※受診の必要性の判断

医療機関受診の判断

- ※保護者に連絡する
- ※頭部・胸部・腹部打撲
症状の悪化・嘔吐があれば受診
- ※頭部・顔部外傷
受傷の程度によるが、原則受診
- ※歯牙脱臼
歯牙保存液(または牛乳)に抜けた歯を入れ、歯科受診

職員

- ※AEDを持って急行
- ※救急処置
- ※他の生徒への指示
- ※保護者への連絡
- ※救急車の誘導

管理職

- ※全体指揮

看護教諭

- ※救急処置

時系列で記録をとる

救急車の出動要請 119番

医療機関

事後措置

- ① 管理職へ報告
- ② 事故発生からの経過を記録
- ③ 事故発生報告 In 30-9207
- ④ 職員全体へ報告
- ⑤ 職員全体等への振り返り及び改善
- ⑥ 関係生徒・保護者への対応

医療機関

- ※保護者迎えまたは公用車かタクシーで受診
- ※受診する病院について、保護者の確認を取る

救急車を要請する時

手配の判断基準

※頭部打撲は原則救急車を要請する。

- ① 意識障害を伴うもの
- ② ショック症状を伴うもの
- ③ 痙攣発作を伴うもの
- ④ 激痛を伴うもの
- ⑤ 多量の出血を伴うもの
- ⑥ 骨の変形を起こしたもの
- ⑦ 大きな開放性の創傷を持つもの
- ⑧ 広範囲の火傷を受けたもの

要話の方法

※はつきりと次の事を知らせる。

- ① けが人・病人が出たこと
- ② 場所：廿日市市立大野東中学校
廿日市市大野 414 番地
In (0829)56-2177
- ③ けが人・病人の状況(人数や様子)
- ④ 必要に応じて、救急車到着までの対処方法の指示を得る。

搬送時

- ※生年月日、住所、既往歴などがわかるもの(保健調査票等)、携帯電話を持参する。
- ※1名救急車付き添い
- ※1名公用車にて医療機関へ

図2 令和6年度事故発生時の対応について(旧版からの改訂版)

【大野東中学校】 事故発生時の対応について

初期対応のポイント

○生命・安全を最優先とした対応

- ・他の生徒の安全確保
- ・応急手当、救急要請、救急車付添 等

○正確な状況把握（事案の内容を時系列で記録）

- ・負傷の箇所、負傷の経緯 等
- ・周囲の児童生徒からの聴き取り

○組織での対応

- ・複数の教職員に協力要請
- ・管理職への迅速な報告

○役割分担

- ・医療機関への付添、保護者連絡、状況確認の記録 等

○保護者との連携

- ・迅速な一報、状況説明

○関係機関への通報・協力要請

- ・教育委員会や警察 等

児童生徒からの聴き取り

休憩時間等、教職員が事故状況を確認していない場合は、現場周辺にいる児童生徒から聴取し、事故発生時の正確な状況把握に複数の教職員で努める。

- ・聴き取りの内容と時刻を記録する。
- ・周囲にいた複数の児童生徒から聴き取りを行う。

保護者との連携

保護者と連絡がとれる場合は、事故状況を説明し、受診の有無を伝え、受診する病院について連携する。

保護者と連絡がとれない場合は、事故状況等から直接病院へ搬送するか判断を管理職を含めた複数の教職員で行う。

救急車の要請

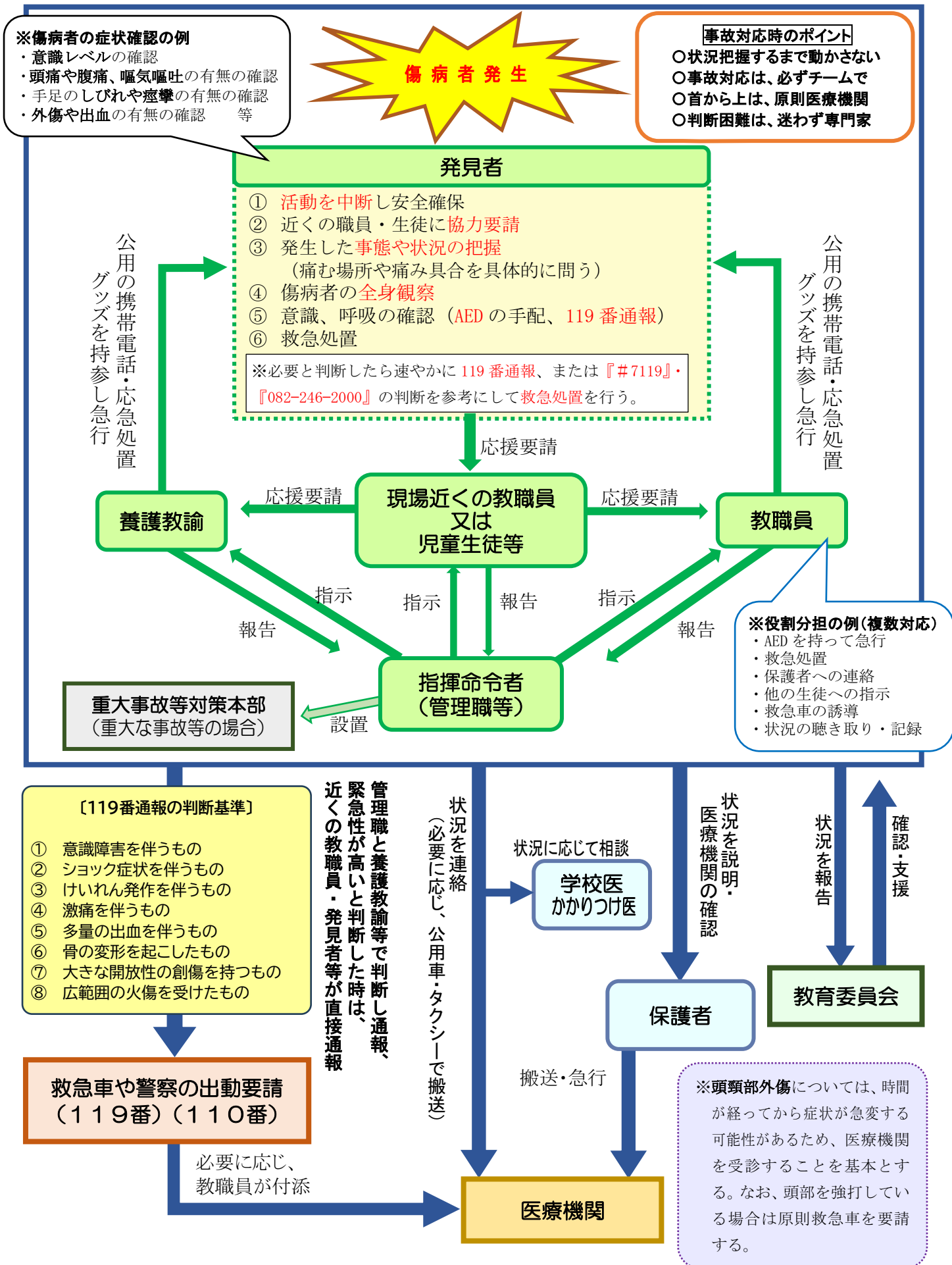
○スポーツ振興センターの「スポーツ事故対応ハンドブック」を参考にして、傷病者の症状から判断する。

※判断に迷った場合は、「# 7 1 1 9（救急安心センター）」に電話、または、全国版救急受診アプリ（Q 助）を活用する。

【近隣の医療機関】

診療科目	病院名	電話番号	診療時間	学校医（○） 休診日
内科	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■ ■■■■
小児科	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
外科	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
整形外科	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
脳外科	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
眼科	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
歯科	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■ ■■■■
皮膚科	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

図 3 - 1 令和 6 年度事故発生時の対応について（改訂版からの最新版）



【参考】文部科学省「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」
 図3-2 令和6年度事故発生時の対応について（改訂版からの最新版）

危機管理の前提となる危機事象等の（４）その他、本校で想定される危機事象の表について、校長に「生活安全の傷病発生の想定される事態（例）に課外活動中の想定がないように思えるが。」と尋ねたところ、「文章中の「等」に含むと想定している。」旨の回答があった。

運動部活動における頭頸部外傷等事故防止について、校長に「指導計画を作成する上での確認事項は、軟式野球部に限らず、すべての部活でどのようなことを実施しているのか。」と尋ねたところ、「年度初めに実施していると思われるが、各顧問等に任せている。事故を受けて、夏期休暇中に各顧問に指示を出した。」旨の回答があった。

事故発生時の対応マニュアル 緊急連絡体制の救急車を要請する時の「手配の判断基準」について、校長に「④激痛の持続するものはどれくらいの程度を想定しているのか。今回の事故での痛みを対象外とした判断基準は。」と尋ねたところ、「想定はない。総合的に判断。「痛みで他のことができない」、「問いかけに答えられない」等。事故当時は、養護教諭が座っている本件生徒の元に行き、声かけにより応答を確認、本件生徒自身で歩いて階段の上り下りを行っている様子等から、落ち着いており「救急車を要請する必要性はない」と判断した。」旨の回答があった。また、「７月に大野消防署の協力を得て、頭部外傷に関する校内研修を実施した。今後、各部活動のキャプテンと副キャプテンを対象に、頭を打った際の対応について指導を行う予定。生徒の精神的な負担の観点から考慮して、時期を見て、来年度には全校生徒にも同様の内容の指導を実施する予定。」旨の回答があった。

イ 評価及び提言

本件中学校の危機管理マニュアルは、全ての教職員に周知させる必要があるが、教頭への聞き取り調査で分かった通り、部活動指導員を含む外部指導者等には周知されていない。年度初め等、外部指導者等を含めて全ての教職員対象に研修を実施する必要がある。

どのような条件で救急搬送するのかを保護者に周知していれば、それに関する齟齬や疑問は発生しないと思われる。当時は保護者への周知をしていなかったが、事故後に研修を行い「事故発生時の対応マニュアル」を２回改訂し、その都度、生徒と保護者に通知していることは評価できる。今後も、年度初め等に周知する体制を維持していただきたい。また、改訂した危機管理マニュアル（事故発生時の対応について）を各教室や廊下等に掲示するようにしたことは、有事の時にすぐに確認・行動できる体制づくりと、教職員の危機管理意識の向上につながり有意義であるため、引き続き継続していただきたい。

「生活安全の傷病発生の想定される事態（例）」の欄には「熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、・・・」との記載があるが、

この度の事故を受け、「熱中症、体育授業中・部活動中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、・・・」と「部活動中」の文言を明記するよう提案する。

部活動における安全な体制を整える努力を行ったとしても、指導者等が目視していない場面で、頭頸部の外傷等が発生してしまう可能性はゼロではないため、各部活動のキャプテンと副キャプテンを対象に頭を打った際の対応について指導したこと、加えて全校生徒を対象に実施する予定であることは評価できる。特に全校生徒が頭頸部外傷時の対応の知識があれば、階段での転倒や廊下での衝突等、学校生活場面でも対応可能な体制となる。実施に向けて検討を進めていただきたい。

③「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

ア 聞き取り調査

部活動指導員への研修について、校長に実施した内容について尋ねたところ、「4月12日（金）の16：00～17：00に実施。内容は、スポーツ庁・文化庁が発行しているガイドラインの後半の10ページ部分「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」を中心的に実施した。」旨の回答があった。また、教頭にも同様の質問をしたところ、ほぼ同様の回答内容であった。

外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備について、校長に「『事故が発生した場合の対応等について』や『指導を外部指導者に任せきりとならないようにすること』とあるが実際はどのような体制であったのか。」と尋ねたところ、「部活動指導員配置促進事業はそもそも単独で部活動指導を行い、教員顧問の負担軽減が目的の事業。そのため、部活動指導員にすべてお任せしているのが現状。その他の外部指導員（ボランティア）に関しては、その方だけでの部活動指導はない状態。事故以降は、部活動指導員配置促進事業の趣旨に反しているが、教育委員会の了解を得て野球部の顧問を1名増員し、部活動指導員と顧問との2名が指導するという体制を整えている。」旨の回答があった。

事故防止、安全確保に注意した指導について、校長に「事故当日は軟式野球部の顧問がグラウンドにおらず、この日の練習内容を把握していたのか。また他の顧問、例えばグラウンドに出ていたサッカー部の顧問と連携は図れていたのか。」と尋ねたところ、「野球部の顧問は、部活動指導員配置促進事業の制度上、部活動指導員に指導を任せている状態のため、事故当日の練習内容は把握していない。サッカー部の顧問とも連携は図れていない。」旨の回答があった。加えて「事故後は、どの部活動がどこで実施をして誰が現場で指導をしているのかが一目で分かるボード（写真3）を作成し、状況の見

える化を図った。」旨の回答があった。

イ 評価及び提言

部活動指導員への研修実施について、研修実施から聞き取り調査までの時間経過が要因とは思われるが、それでも記憶に残る研修ではなかった可能性があり、より丁寧な方法、また生徒の安全に関わる事項（事故防止、健康観察、熱中症対策、事故発生時の対応、等）に関しては、定期的に確認を行う等、研修を工夫する必要性を感じる。

事故が発生した際、教職員は誰も衝突の瞬間を目撃していなかったことを踏まえ、事故以降、部活動指導員の趣旨に反しているが、野球部に関して部活動指導員と顧問との2名が指導するという体制を整えていることは評価できる。ただし、本来であれば部活動指導員の「単独指導」が原則であるため、安全を確保して部活動指導員のみで指導できる体制を今後は検討するべきであろう。

体育館や運動場等で同じ時間に部活動を実施する際は、お互いの活動を意識することができ、また顧問が休む際はあらかじめそれを把握し、他の顧問が複数の部活動を注意する準備ができるため、部活動指導の状況の見える化を図ったボードの設置は評価できる。引き続き継続し、必要に応じてより良い体制の検討を続けていただきたい。



11月5日	活動場所	活動時間	担当教員	連絡
上級生	グラウンド	16:00 ~ 17:15	●●●●●	
サッカー	グラウンド	17:15 ~ 18:30	●●●●●	
ソフトボール	グラウンド	17:15 ~ 18:30	●●●●●	
男子バスケ	体育館	17:15 ~ 18:30	●●	
女子バスケ	体育館	17:15 ~ 18:30	●●	
バレー	体育館	17:15 ~ 18:30	●●●●●	
卓球	体育館	17:15 ~ 18:30	●●	
吹奏楽	音楽室	17:15 ~ 18:30	●●●●●	
美術	美術室	17:15 ~ 18:30	●●●●●	
茶華道			●●●●●	
生徒会			☆ ●●●●●	

写真3 部活動時の配置一覧

(3) 当日の事故発生までの経過及び発生時の状況等

①事故発生までの状況及び事故発生時や衝突時の状況、原因等

ア 聞き取り調査（部活動指導員）

日頃の部活動時に事故が発生した際の対応について尋ねたところ、「怪我等が起きた場合は、すぐに保健室や職員室に連絡をして連携している。」旨の回答があった。ただし、今回の事故時はサッカー部の顧問が先に気づき対応していたため、本人からの保健室等への連絡の必要は生じなかった。

事故が発生したロングティーバッティングの練習について、事故が起こった時までの令和6年度に実施した回数・練習内容・外野守備・練習時の約束事・練習時の指示等について尋ねたところ、「4月に2回、5月に1回実施、事故が起きた時は4回目。事故後は11月3日に初めてロングティーバッティングの練習を実施。その際は、守備を付けずに外野の位置（7箇所）からバックホームに向かって実施。」「事故時は初めてではなかったため、「ロングティーバッティングの実施」、「外野守備時の声」、について説明。」「外野守備では声をしっかり出すこと。徹底に関しては、声を出さずにボールを取る、あるいは取りに行ったことを確認したら、必ず声に関する指導・指示を実施。」という旨の回答があった。

衝突時の部活動指導員の動きについて、「自身がトスを出す役を行っただけはなぜか」と尋ねたところ、「公式戦前で良いトスで打ってもらいたいという気持ちから。」という旨の回答があった。

危険予測や衝突の予見について、「複数回ロングティーバッティングの練習をしていたのであれば、これまでの練習の様子はどうだったか。危険性、特に外野守備について衝突の予見はできなかったか。」と尋ねたところ、「初めてではなかったもので、練習に際して特別なことは指示していない。危険性については、普段通りのことなので感じていなかった。危険性や衝突の予見はなかった。過去20年間同じような練習をやってきたが衝突することもなかった。」旨の回答があった。また、「ロングティーバッティングの外野守備において、「最初は並んで順番に取りに行っていたが、途中からバラバラにボールを取りに行くようになった」、「誰が取るか決まっていなかった」、「取れそうな人・行きたい人が取りに行った」、というような状況になっていた、または、なったことがあったという認識はあるか。」と尋ねたところ、「認識はある。そのような状態になった際は一度練習を止め、整理してから練習を再開する指導を行っている。」旨の回答があった。

今回の事故までについて、これまでの指導における生徒同士の衝突の有無を尋ねたところ、「5月の終わりにシートバッティングの練習の際に、ピッチャーとファーストがぶつかり、ピッチャーが捻挫した。」旨の回答があった。それを受けて、「その後、どのような指導を行い、対策をとったのか。」と尋ねたところ、「その時も2人とも声を出していなかった。その後、声を出すことの指導を行った。「声を出すこと」に関しては、常に言っているが声が出ない生徒・出ない場面がある。現在でも繰り返し指導することは行っ

ているが、なかなか全ての生徒・場面で声が出ないことはある。」旨の回答があった。

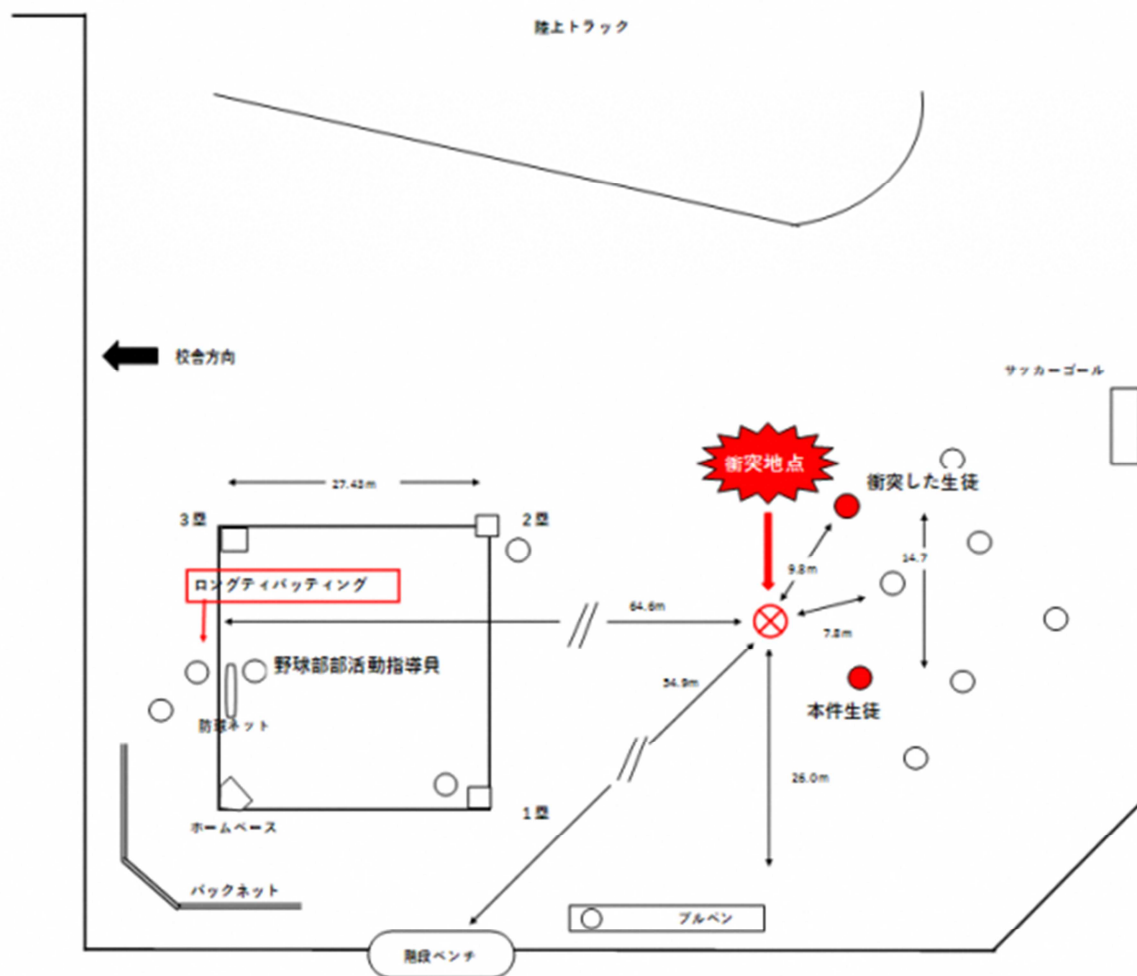


図4 事故発生時の位置



写真4 ロングティーバッキング時の位置と練習状況の再現



写真5 衝突後の転倒状況の再現（前方と後方）

今回の事故後の指導について、「今回の事故を受け、練習内容や安全管理について、何か修正や工夫したことは。」と尋ねたところ、「トスバッティングの際に、トスをする者にプロテクターやキャッチャーマスクを着けるようにした。事故後初めて行ったロングティーバッティングでは、打つ方向を反対にし、守備を付けなかった。」旨の回答があった。その後、「『中学校部活動 軟式野球指導の手引き（全日本軟式野球連盟）』の内容を知っているか。」と尋ねたところ、「現在はその存在を知っているが、事故前は知らなかった。」旨の回答があった。

イ 聞き取り調査（軟式野球指導における有識者）

中学校の軟式野球指導において、有識者からの意見聴取を目的に聞き取り調査を行った。調査対象者は、中学校における軟式野球指導歴が約30年で現在もその指導にあたっており、広島県中学校体育連盟の会長を務めたこともある経歴の持ち主である。

ロングティーバッティングの妥当性や留意事項及び事故当時の状況について、中学校におけるこの練習の妥当性について尋ねたところ、「物理的な環境要因（グラウンドの広さ、他の部活動のグラウンドでの活動状況、部員数、ボール等の用具の数、等）が整えば、実施には何ら差し支えはない。近隣中学校では実施している学校もしていない学校も存在する。」旨の回答があった。

ロングティーバッティングを実施する上で身につけておいた方が望ましいスキルについて尋ねたところ、「練習目的としては、遠くに打球を飛ばす力を付けることが主目的。バットの芯に当たらないと綺麗に遠くに飛ばないため、自分のスイングやフォームが正しいかの確認ができる。そのため、そもそもミート力がないと、例えば体も小さくしっかりミートができないよう

な中学1年生等が実施しても、あまり効果は望めない。」旨の回答があった。

ロングティーバッティングを実施する際に、予見される危険について尋ねたところ、「トスを投げる人への打球の衝突。打球の行方。」の旨の回答があった。

ロングティーバッティングを実施する際に、安全上で配慮することについて尋ねたところ、「トスを投げる人の保護。守備時の声の必要性の周知。守備時のルールの設定。打球が真っ直ぐに飛ぶとは限らないため、グラウンドを共用している他の生徒への安全の周知。」の旨の回答があった。

ロングティーバッティング実施時の指導者の立ち位置や安全上配慮しておくことについて尋ねたところ、「複数箇所で行うロングティーバッティングを実施する場合は、指導者はトスを投げずに全体の様子を確認できる場所、例えば打者の後ろ等、打球の行方も守備の状況も全て見えるところが良い。守備も複数箇所からロングティーバッティングを実施するのであれば、安全上のルールを徹底して実施する、もしくは付けない方が安全、球拾いだけ、等でも良い。」旨の回答があった。

中学生の守備時の声の徹底について尋ねたところ、「しっかり指導していても、全ての生徒が全ての場面で声を出すということは、なかなか難しい。まずプレーに対して自信がないと声を出せないことが多い。1年生であればなおさら。特に、他の生徒へ指示の声（センターを守っている者がセカンドへ指示を出す、同じ打球に対して他の生徒が捕球の意思を示しているのでもう一人の生徒に止まるよう指示を出す、等）を出すことはかなり難しい。そのため、私の場合は「体で声を出す」と指導しているが、自分が捕球するのであれば捕球前に声を出すことと同時に両手を挙げる等、他の生徒により意思が伝わり衝突が回避できるような指導をしている。」旨の回答があった。

今回の事故に関しての見解について尋ねたところ、「6月の公式戦前に3年生を中心にロングティーバッティングの練習を実施したことは理にかなっている。ロングティーバッティングを一箇所で行っていることから、打球の衝突の危険性が最も高いトス役を部活動指導員が担い、また安定して打ちやすいトスを投げて練習効果を高めようとした意図でトス役を担ったことは理解できる。また一箇所であるため、守備を付けての実施も避ける必要がある練習ではないと思われる。部活動指導員の実際の指導内容を把握していないので明確なことは言えないが、事故の状況から鑑みると、守備時のルールや状況の確認、他の部活動も同じグラウンドで実施していることから打球の行方の確認、これらを頻度高く行っておくことの大切さは感じる。」旨の回答があった。

全日本軟式野球連盟が発行している「中学校部活動 軟式野球指導の手引き」の指導者における認知度について尋ねたところ、「認知度は高くなく、

意外と知られていない。存在自体を知らない指導者もいると思われる。そのため、この内容を参考に指導している指導者は少ないと思われる。」旨の回答があった。

ウ 評価及び提言

部活動指導員への聞き取り調査では、指導経験が豊富な故、これまでの経験に基づく指導や危険予測に頼っている回答が多かった。経験に裏打ちされた指導法も大事であると思われるが、スポーツ科学は日々、進歩するものであり、生徒の資質も時代によって変化するものである。いかなる指導経験を有する指導者においても常に自己研鑽し、指導力向上のために継続的に資質能力の向上を図ることを求めたい。

外野守備において、順番が分からず一度に複数の者が打球を追いかける状況は衝突の危険性が増すことになる。指導者は外野守備をする者同士の間隔、捕球する際の順番等、これらに関して再考し、そのルールを徹底して指導することを強く求める。加えて、指導者自身がトスを投げるのであれば、打球の行方と守備の状況を確認する頻度を高めることを提案する。

今回の事故後の対応について、「トスバッティング時のプロテクターやキャッチャーマスクの装着」、「ロングティーバッティング時の打つ方向や守備の工夫」という対応を行っているが、衝突が起きる原因の一つである「声出し」については、まだ改善ができていない。野球部生徒からの聴き取りの内容から、今回の事故では本件生徒及びセンターを守っていた生徒ともに捕球時に声を出していなかったことが伺えるため、捕球前に動作を使って周囲に自身のこれからの行動を知らせてリスクを下げることを指導することに関しては検討の余地があると思われる。

②生徒の死因、相手生徒の負傷等の状況及び体格や技能等

ア 調査

本件生徒の死体検案書には、死亡の原因として直接死因を「急性硬膜外出血」と記載されており、頭部への強い衝撃が死因に繋がったことは明らかである。

図4及び写真4・5から、事故が起きた衝突時は、本件生徒が右斜め前方に走り出し、センターを守っていた生徒が左横方向に走り、捕球した直後に左肩が本件生徒の右肩にぶつかって本件生徒が左側に飛んだように転倒し、続いてセンターを守っていた生徒は足が絡まるように転倒し本件生徒の上に覆い被さるような状態となっていることが分かる。これら一連の転倒の中で、本件生徒は地面で左側頭部を打撲したと思われ、頭を押さえて倒れたままであったが、相手生徒の負傷は左上腕に擦過傷を負った程度ですぐに立ち上がった。

部活動指導員及び本件中学校への聞き取りによると、両名の体格は本件生

徒は小柄で、センターを守っていた生徒の体格は本件生徒よりも大きいということであり、野球の技能に関しては本件生徒は成長過程にあるといったところではあるが、センターを守っていた生徒については十分把握できていないとのことである。

イ 提言

体格差のある者同士が衝突した場合には、小柄な者が受ける衝撃は強く大きな障害を被る可能性が高いため、今後は練習中の声かけならびに指導者及び周囲の者による注意深い観察を徹底させる必要がある。

(4) 事故発生直後の対応

① 応急手当の実施

ア 調査及び評価

本件生徒が転倒し受傷した際にしばらく横向きで倒れていたが、別の生徒の肩を借りながら自力で歩行して一塁側席へ移動している。この後に養護教諭が駆けつけて、患部(左側頭部)を冷やすように指示をして、冷罨法を実施している。加えて、養護教諭が本件生徒の意識があることと左側頭部の耳の上あたりが卵大の内出血になっていることを観察している。本件中学校の事故発生時の対応マニュアルには、「医療機関受診の判断は頭部・胸腹部打撲の場合は、1時間程度様子を観察して変化があれば受診」となっているが、1時間の経過を待たず受傷部位と患部の状況等から医療機関への受診を判断したと思われ、この対応として大きな間違いがあったとは思われない。しかしながら、観察は具体的に何を観察したのか、事故後の記録にもなく不明瞭である。また、本調査委員会による聞き取り調査においても、バイタルサイン(生命徴候)の詳細の観察はしていないということであった。

養護教諭の職務は、「児童生徒の養護をつかさどる」であり、その内容に救急処置も含まれる。学校内において、事故が発生した場合は緊急性の判断が求められる。緊急性の判断は、主にバイタルサインと呼ばれる気道・呼吸・循環・意識等の評価を基に行われる(養護教諭が緊急時に望まれる役割「月刊地域医学 Vol. 35, No. 12、2021」)。また、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン ー 解説編」(2021)「3-1-2 頭頸部外傷発生時の対応」によれば、意識があっても、脳振盪の具体的症状の有無を観察するようにフローチャートが作成されている(図5)。本件の場合、意識障害の有無を確認したのちに、頭頸部外傷発生時の対応として脳振盪症状の有無を確認するための観察データをもとに、本件生徒と保護者に観察内容を説明するとともに、医療機関へ伝達することが必要である。また、観察内容について、チェックリストを活用し、記録に残しておくことと救急車対応時にも即対応可能である。

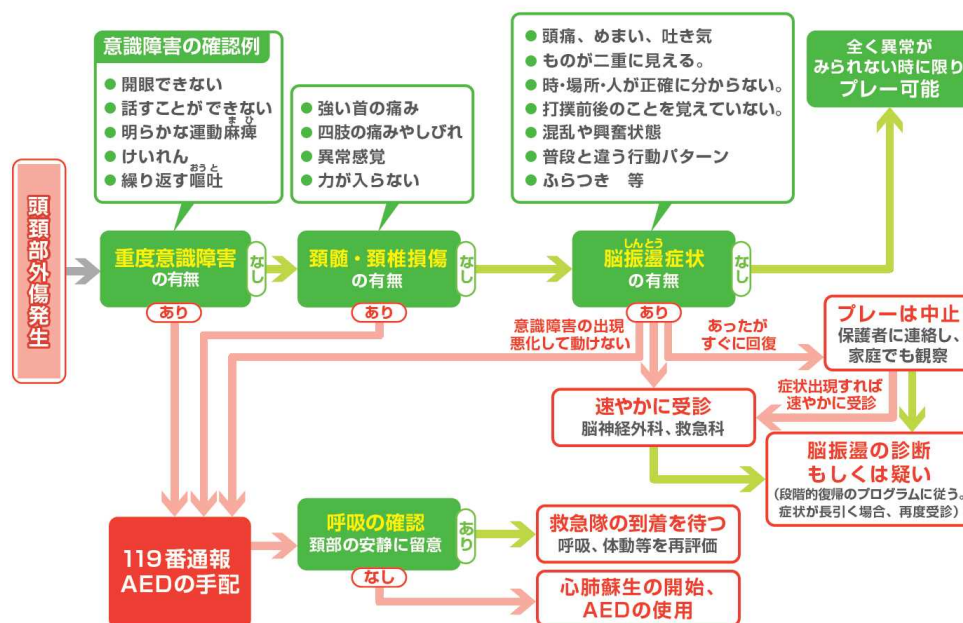


図5 頭頸部外傷への対応
(学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直し
ガイドライン-解説編-(2021). 文科省. p55. 引用)

イ 提言

本件の場合、養護教諭が在校していたため即座に対応できていたが、他の業務のため不在の場合もある。その場合は、その場に居合わせた教員や関係職員が対応することになる。そのため、誰もが同じように必要な観察をし、対応できる体制を整えておく必要がある。救急要請については、事故後に「原則、救急車を要請する」とマニュアルの改善がなされており評価できる。

とりわけ、頭部外傷に関しては頭蓋内出血等のちに重症となることも予測できるため、受傷時に何を観察したのか、観察内容は記録にとどめておくことが望ましい。また、頭部と胸腹部の打撲は観察項目が異なるため、分けて対応を明示することが望ましい。したがって、今後の対応策として現行のマニュアルを改訂し、具体的な観察項目を明記し教職員間で周知しておく必要がある。例えば、図5に示すように頭頸部外傷発生時の対応に関しては、フローチャートに示されるように意識障害の有無を確認した後に、以下の項目についてチェックリストを作成しておき、即座に観察時間・観察項目をチェックできるようにすると良い。参考までに本調査委員会で作成したチェックリスト(図6)を提示する。このようなチェックリストがあれば、救急車が到着するまでに十分な観察が可能であり、また、救急隊員への引き継ぎも的確にできる。

救急車を呼ぶ際の記録用紙（頭頸部外傷時）

緊急連絡先と職員室のスマホ必要

学校名				住所			
電話番号				通報者			
				記録者			

①いつ	令和 年 月 日 () 午前・午後 () 時 () 分ごろ						
②だれが	傷病者の名前 () 男・女 生年月日 年 月 日 生まれ 年齢 (中 年生) 歳						
③どこで				現在の 居場所			
④何をして							
⑤どうなった							
⑥現在の状況	ケガの状況 ・患部の出血 (あ る ・ な い) ・患部の腫脹 (あ る ・ な い) ・受け答えが (で き る ・ で き な い) 重度意識障害の有無 ・開眼 (で き る ・ で き な い) ・話すこと (で き る ・ で き な い) ・運動麻痺 (あ る ・ な い) ・けいれん (あ る ・ な い) ・繰り返す嘔吐 (あ る ・ な い) 首の症状 ・強い首の痛み (あ る ・ な い) ・四肢の痛みやしびれ (あ る ・ な い) ・異常感覚 (あ る ・ な い) ・力が入らない (あ る ・ な い) 脳振盪の症状の有無 ・頭痛 (あ る ・ な い) ・めまい (あ る ・ な い) ・吐き気 (あ る ・ な い) ・ものが二重に見える (あ る ・ な い) ・時、場所、人が正確に分からない (あ る ・ な い) ・打撲前後のことを覚えていない (あ る ・ な い) ・混乱や興奮状態 (あ る ・ な い) ・普段と違う行動パターン (あ る ・ な い) ・ふらつき (あ る ・ な い) その他の症状 患部 右 左 頸髄・頸椎損傷が疑われる場合は動かさなくて、その場で対応						
保護者への連絡状況	連絡が取れていない・すぐに学校に来る・病院に直行・その他 ()						
救急車の到着場所	救急車は(正門・グラウンド)の門から入ってください。誘導員がいます。 (場所:)に救急車をつけてください。 サイレンは消せるなら消してください。						

既往歴	有 () ・ 無 ・ 不明	アレルギー	有 () ・ 無 ・ 不明
かかりつけ	有 () ・ 無 ・ 不明		

図6 救急車を呼ぶ際の記録用紙例（頭頸部外傷時）

・意識障害の確認

観察項目：開眼できない、話すことができない、明らかな運動麻痺、けいれん、繰り返す嘔吐

- ・頭部・頸部損傷の有無

観察項目：強い首の痛み、四肢の痛みやしびれ、異常感覚、力が入らない

- ・脳振盪症状の有無

観察項目：頭痛・めまい・吐き気、ものが二重に見える、時・場所・人が正確に分からない、打撲前後のことを覚えていない、混乱や興奮状態、普段と違う行動パターン、ふらつき、その他

- ・外傷部位

観察項目：外傷部位、発赤、出血、腫脹、疼痛の程度

②受傷生徒の保護者への連絡

ア 調査及び評価

対応に当たった養護教諭は、本件生徒の受傷を確認し5分後には本件生徒保護者（母）に電話連絡し迎えに来てもらうように依頼をしていた。また、依頼後に受診可能な医療機関を電話で確認していることも、本人の意識が明瞭であり、歩行ができたということからの判断であり、適切であったと思われる。本件生徒保護者（母）は、学校から連絡を受けた後10分で現場に到着している。この時点で、廿日市市内の受診予定医療機関には連絡ができて

いる。

総務省（2024）の報告（令和5年救急・救助の現況）によれば、救急車を要請すると現地への到着は 全国平均で約 10.3分、病院収容所要時間は全国平均約47.2分であり、本件生徒の当時の状況から判断すると、意識があり自力歩行可能であったことから、直接本件生徒保護者（母）の運転する車で移送し、病院を受診していただいたことは適切な判断であったといえる。

イ 提言

本件生徒の受傷状況を確認し、その情報を元に適切な行動をとったと判断できるが、野球部生徒が養護教諭を呼びに来た場合は、受傷現場到着直後に電話連絡ができるように、廿日市市内の受診病院リストを入力した携帯電話を持参して移動することを標準化しておく、より時間短縮が図れて良いと思われる。

③現場に居合わせた生徒等への対応

ア 調査及び評価

本件生徒は、飛んだように転倒して頭部を打撲しており、痛がって声が出ない状況であった。自分で起き上がろうとしたため、その場に居合わせた教員が頭部を打っているとは気づかずに、他の生徒に肩を貸すように指示している。本件生徒の意識があったため不適切な対応とは言えないが、その場で臥床のまま、養護教員が到着し観察するのを待つて移動するという判断もで

きる。

また、受傷時の状況を部活動指導員が見ていないため、倒れて頭部を打撲したのか、ボールが当たって打撲したのか(本件生徒がそのように述べている)、その場に居合わせた複数の生徒から詳細に受傷時の状況について、情報収集をしておく必要があったと思われる。

イ 提言

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン(2021)」にも記載があるように、頭頸部外傷は時間の経過によって、場合によっては急変するため、受傷直後の移動は慎重に判断することが必要であり、教職員も生徒自身の危機管理の知識として知っておくことも必要である。今後、頭頸外傷が疑われる際は、安易に移動させず、全身の観察をして異常がないことを認めた上で、動かす判断をすることが必要であろう。また、その後の病院での受診時の有用な情報となるため、今後の事故発生時は、可能な限り多くの目撃者の証言を詳細に記録しておくことが必要と思われる。

(5) 初期対応(事故発生直後～事故後2週間程度)

①危機対応の態勢整備(学校及び廿日市市教育委員会)

ア 調査及び評価

本件中学校では危機管理マニュアルが作成しておりこれに沿った緊急対応を行うこととなっている。当初の事故発生時の対応マニュアルには、「頭部・胸腹部打撲の場合、1時間程度安静にし、様子を観察して症状の悪化・嘔吐があれば受診する」のように不十分な記載が見られたが、本件が発生した後は改訂が行われ、頭部外傷等による緊急事態が発生した場合には、速やかに救急要請を行う等の救急対応が改善された点は評価できる。

イ 提言

改定したマニュアルによれば、頭頸部の受傷であればその程度に関わらず救急要請をするようになっている。軽症者の無闇な救急要請が問題となっている昨今であるが、学校現場では救急要請の判断をするタイミングが難しい場合も考えられるため、今後は消防署と十分に情報共有を図って運用していく努力が必要である。

これらのことを踏まえて廿日市市教育委員会は関係小・中学校へ体育活動中(部活動を含む)の事故防止及び事故発生時の適切な対応についてさらに周知徹底をはかることが肝要である。

②保護者、生徒及び教職員等への対応、心のケア(学校及び廿日市市教育委員会)

ア 調査及び評価

本件生徒の受傷後直ちに現場に駆けつけた養護教諭により、速やかに本

件生徒保護者（母）へ連絡して状況を説明し、受診可能な医療機関を連絡できたのは適切な対応であったと思われる。受傷後も本件生徒の意識はあり、受傷後約15分で本件生徒保護者（母）が学校へ到着し、直ちに指定された医療機関Bへ受診できたこと、さらに受診した病院での診察では異常なしで帰宅可能であったこと等を鑑みると、今回は必ずしも救急車を要請しなかったことが不適切であったとは考えられない。

また、事故直後に救急要請をした場合、二次救急医療機関に搬送される可能性について、廿日市市消防本部からは、本件に関しては事故直後に救急要請がなく、現場の状況や傷病者の状態を確認していないため、二次救急医療機関に搬送する可能性については判断できない旨の回答であった。一般論として、救急要請があつて救急隊が現場へ向かった場合、その時の状況や負傷者の状態から判断して緊急性が高くなければ、一次救急対応可能な近隣の病院や診療所へ連絡して、受け入れを確認してからそちらの医療機関へ搬送を行う。本調査委員会としては、本件生徒の受傷時の状況（自らの意思で歩行している、意識があり他者と応答が可能等）から判断すると、もし仮に救急要請をしていたとしても、二次救急医療機関へは搬送せず、今回と同様に、一次救急対応可能な近隣の病院等へ搬送したであろうとの見解に至った。

事故後の保護者への対応は、事故発生直後から本件生徒保護者（母）に電話連絡で受傷経緯を説明し、迎えに来たところで搬送先医療機関を伝えて直ちに連れて行くように伝えたのは迅速な対応ができていたと考える。

翌朝には関係した野球部の生徒及び部活動指導員に状況確認を行い、その後校長が本件生徒保護者の了承を得て病院を尋ね、本件生徒保護者からの要望を聞いており、初期対応としては概ね妥当であったと思われる。その後も校長から保護者への連絡が行われている。

受傷翌日に本件生徒保護者より、事実を知ると生徒がショックを受けるであろうから他の生徒には知らせないでほしいとの依頼があり、さらに受傷3日後には保護者より、入院が長引いているということだけ野球部と本件生徒の所属学級に伝えて欲しいとの依頼があつた。これらの経緯を勘案すると、野球部の保護者説明会が受傷後8日目に、本件中学校保護者説明会が受傷後10日目とやや遅い印象はあるが、やむを得なかったと考えられる。

ただし、事故が発生してから日数が経つと、生徒や保護者あるいは一般市民から様々な憶測が生じ、昨今はSNS等で事実であろうとなかろうと様々な情報が瞬時に拡散して混乱を生じさせる危惧が考えられる。従って、在校生徒及び保護者に対する事故の概要等の説明は、可及的早期に状況に応じて行うべきであったと考えるが、本件生徒保護者の意向も十分尊重する必要もあり、学校側の対応は難しい面があつたと思われる。

その後、本件生徒と衝突した生徒及び保護者と個別に面談した際に、翌日

は学校には出席できない旨の発言があったとのことで、この生徒はまだ1年生であり心の動揺は大きなものがあったことは想像に難くない。従って、この生徒に対しての心のケアが不十分で事故翌日からの心のケアが必要であったと考える。

重大事故が起きた時には、本人が直接事故に関与していなくても現場に居合わせただけでも、さらには事故を直接目撃していなくても死亡に至ったことを聞くだけでも、思春期にある中学生にとっての精神的動揺は計り知れないものがあるはずである。

スクールカウンセラーの派遣は事故後8日目から15日間にわたって行われ、カウンセリングは衝突した生徒を含めて様々な生徒に対して複数回行われている。養護教諭のメンタル不調もみられるように、本件のような重大事故が発生した場合には生徒のみならず教職員の心身の不調も生じやすい。実際に、スクールカウンセラーが教職員(サッカー部顧問の教諭と養護教諭)の相談に対応している。

また、廿日市警察署員と廿日市市教育委員会職員による野球部生徒への聞き取り調査が行われているが、警察からの事情聴取と聞くだけで生徒は緊張し精神的にも不安定になりやすいため、学校側からの聴取前のしっかりとした説明と聴取後は生徒に寄り添い精神面のサポートを十分に行って、心身の不調を起こさないような取り組みが必要である。

イ 提言

スクールカウンセラーは生徒に対してのカウンセリングが主たる業務であるが、今後は教職員に対しても相談に乗れるような体制の構築が必要と考える。また、教職員が精神的不調を訴える生徒に対して助言や見守り等ができるような、加えて精神的不調を訴える教職員を同僚の教職員がサポートできるような研修等も必要であろう。

廿日市市教育委員会ならびに各小・中学校は、本件のような重大な事故が起きた際に、生徒のみならず教職員に対しても心身の不調に対する支援の方法を考えていく必要がある。

③記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整

ア 調査及び評価

これらに関しては、文部科学省作成の「学校事故に対応する指針【改訂版】」が参考となる。同指針によれば、学校については「情報の公表のためには、正確な情報の把握が必要となる。事故に対し、警察の捜査が行われている場合は、警察が公表している情報等により事実確認を行う等、関係機関等からも情報を収集しつつ整理を行う。報道等の外部への対応については、学校と学校の設置者で調整の上、対応窓口を一本化し、情報の混乱が生じないように、事実を正確に発信する。状況によっては、報道対応窓口を学校ではなく学校

の設置者に一本化し、学校は事故直後の対応（児童生徒等・保護者対応）に専念できるように考慮する。記者会見を含む情報の公表の際には、あらかじめ被害児童生徒等及びその保護者の意向を丁寧に確認し、説明内容について承諾を得た上で行う。」との記載がある。また、教育委員会等の学校の設置者については、「報道等の外部への対応については、学校との連絡を密にして、事実が正確に発信されるよう努めること。またその際、被害児童生徒等及びその保護者の意向を丁寧に確認し、説明内容について承諾を得た上で行う。」との記載がある。

本件においては、事故発生の翌日である令和6年6月12日より警察による聴き取り捜査等が開始されているが、本件中学校や廿日市市教育委員会では、可能な限り捜査等への立ち会いを行うと共に独自に聴き取り調査を行う等、事実調査や情報共有が行われていた。また、事故発生の3日後である同月14日には、教育長から本件生徒保護者に対し、事実を公表することと詳細調査に移行する旨が伝えられ、本件生徒保護者からは、同月18日に、本件中学校全校生徒及び保護者への説明会実施について、翌19日にはマスコミへの公表について、了解が得られている。そのうえで、本件中学校と廿日市市教育委員会とが連携して公表の準備が進められ、同月20日に全校生徒説明会を本件中学校が実施し、同月21日に全校保護者説明会を本件中学校と廿日市市教育委員会が実施し、同月22日に記者会見を廿日市市教育委員会が実施した。

以上のような事実経過に鑑みると、本件中学校と廿日市市教育委員会では、事実確認のための警察との連携がなされた上で、情報の整理が実施されていたといえる。また、事実の公表に関しても、本件中学校と廿日市市教育委員会とが連携して準備が進められ、本件生徒保護者の意向を確認しながら説明会や記者会見が実施されており、情報の公表及び関係機関との調整については、適切な対応が取られていたと評価できる。

ただし記者会見については、事前に本件生徒保護者の了解は得ていたものの、記者会見実施後に記者会見について本件生徒保護者から意見が述べられている。この点については、報道による切り取られ方の問題も多分に影響していたと考えられるが、本件生徒保護者の意向が十分には反映されていなかった点があった可能性は否定できない。

イ 提言

限られた時間の中で本件生徒保護者の心情等に配慮しながら、情報の公開及び関係機関との調整の準備をしていかなければならないという状況であるため、対応には限界がある。しかしながら、本件生徒保護者の意向を十分に反映するための一つの方法としては、記者会見で発表する内容を事前に書面化して本件生徒保護者に確認してもらうことも考えられる。

④基本調査の実施（本件中学校及び廿日市市教育委員会）

ア 調査及び評価

事故発生前後における事実確認や検証を進めるに当たっては、本件中学校及び廿日市市教育委員会で行われた基本調査の結果は、何点か追加調査を依頼する必要はあったが大変有用であった。ただし、廿日市市教育委員会による本件中学校校長と部活動指導員への聴取は事故後9日目に行われている。記憶は時間とともに薄れていくものであるため、事実関係を明確にするためには、本件生徒保護者の意向を尊重しながらも、もう少し早い時点での聴取を考慮しても良かったと思われる。

イ 提言

本件のような重大な事故等が発生した場合は、学校行事（体育祭、期末試験等）や保護者の意向等、配慮すべき事があるとしても、可能な限り早期に調査や事実確認を実施するべきである。

（6）部活動事故の事例からの検証

①学校管理下における部活動（軟式野球）事故関連の事故統計

ア 調査及び評価

学校管理下における部活動事故に関する統計については、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）における統計資料が有用と考えられる。センターは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づき、「スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与すること」という目的のもと設置された行政法人である。

センターでは、災害共済給付が給付された、死亡・障害事例をデータベース化（学校等事故事例検索データベース（以下「データベース」という。））しており、当該データベースは、文部科学省のサイトにおいても、学校安全に関する統計資料としてリンク付けされるなど、統計資料として信頼できるものである。

データベースでは、災害共済給付において平成17年度～令和4年度に給付した、総数9160件の死亡・障害事例が「死亡見舞金」と「障害見舞金」等に分けて掲載されている。それぞれのデータベースにおいて、フィルター機能を利用し、「競技種目」を「野球」及び「野球（含軟式）」を選択するこ

とで、野球競技における学校事故をピックアップすることができる。

そこで、野球競技における死亡事例をピックアップすると、その件数は37件で、「災害時の発生状況」を見ても、競技者同士の衝突事故によるものは見当たらない。一方で、野球競技における障害事例をピックアップすると、その件数は1069件にのぼり、「災害時の発生状況」の記載から競技者同士の衝突事故と考えられるものは19件である。

このように、センターのデータベースを利用した統計結果からすれば、野球競技における学校事故の中で、平成17年度～令和4年度に災害共済給付がなされた事例に限っていえば、障害事例1069件の内、19件が競技者同士の衝突事故であったといえる。また、センターが作成している運動部活動事故防止パンフレット「なくそう！運動部活動の事故」5頁には、野球（含軟式）、ソフトボール、テニス、バドミントン、バレーボール、卓球といった接触が少ない球技種目における事例と事故防止のポイントとして、捕球時の衝突、転倒による負傷があげられている。

これらの統計資料やパンフレットの記載内容からすれば、競技者同士の衝突事故は、ボールが当たる事故や熱中症と思われる事故に比べて件数は少ないものの、起こり得る事故類型の一つと評価することができる。

②部活動（軟式野球）事故関連の判例

ア 調査及び評価

裁判例の検討においては、判例データベースを利用した。現在、複数の判例データベースがあり、データベースごとに掲載されている判例は多少異なるが、重大判例についてはほぼ共通している。そのうえで、今回は、「TKC 法律情報データベース」を利用し、「野球」「部活」をキーワードとして検索（全文対象）を行ったところ、検索結果として132件があがった。そして、132件の内、野球部部活中における事故に関する損害賠償請求訴訟と思われるものをピックアップすると、11件となるが、その内容を確認しても、本件類似の競技者同士が衝突したという事例は見当たらず、その多くはボールが顔面や頭部に直撃したことによるものであった。

そのうえで、前記11件の判例について、事案の内容を確認すると、その多くは、ボールの直撃による事故であり、こうした事故類型が比較的多く発生していること、その結果死亡等の重大な被害が生じていることを前提として、用具の着用、防止ネット設置の有無や設置位置、打者との距離、生徒への注意喚起等の観点から、事故の発生を防ぐべき必要な注意義務に違反するとの認定が目立つ。

③野球の競技者同士の衝突事故

①で検討した統計結果の記載内容からすれば、競技者同士の衝突事故については、ボールの直撃による事故よりは発生件数や頻度が比較的少ないもの

の、野球競技における起こり得る事故類型としては評価することができる。

次に、野球競技における競技者同士の衝突事故による危険性については、このような事故が発生した場合、顔面や頭部等に強い衝撃が加わるという点においては、ボールの直撃による事故との間に大きな違いはないといえる。一方で、競技者同士の接触事故とボールの直撃による事故とを比較した場合の違いとしては、競技者に比べボールの場合には、その動きを人が意識的にコントロールすることが難しいという点が重要である。

イ 提言

これらを踏まえたうえで、野球競技における競技者同士の衝突事故防止対策を検討すると、まずは、打球を追う選手が捕球に熱中し周りの状況が冷静に判断できなくなることが想定される以上、選手間での声の掛け合いや捕球順序等に関する共通認識、捕球に関わらない周りの選手や指導者等による声掛けが重要となる。また、声掛け等の注意喚起にとどまらず、できる限り競技者同士の接触が起こらないような安全な間隔を確保しておくことが望ましい。特に通常の守備位置よりも選手間の間隔が狭まる場合（野球規則上、ベース間や投手・打者間、の距離等については規定があるものの、守備位置に決まりはないが、一般的なセンターとライトの守備位置による距離は想定できると思われる。）には、衝突の危険性が高まるため、声掛け等による注意喚起がより重要になると考えられる。

6 おわりに

本調査委員会における報告・提言は以上である。提言は、教育委員会、中学校、部活動の指導場面等、多岐にわたっているが、今後、教育現場において、より安全安心な活動が行われるよう提言を受け止めていただきたい。

同様の事故が起こらないことを委員一同、切に心から願うものである。